

令和3事務年度における相続税の調査等の状況

令和4年12月
広島国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税に対する実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施しました。

令和3事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査件数が大幅に減少した令和2事務年度から、実地調査件数（307件）、追徴税額合計（1,829百万円）ともに増加（対前事務年度比127.9%、102.7%）しました。

また、1件当たりの申告漏れ課税価格は3,082万円（対前事務年度比93.8%）及び1件当たりの追徴税額は596万円（対前事務年度比80.3%）と、いずれも過去10年間で2番目となりました。

○ 相続税の実地調査実績

項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	240 件	307 件	127.9 %	
②	申告漏れ等の非違件数	204 件	259 件	127.0 %	
③	非違割合 (②/①)	85.0 %	84.4 %	▲0.6 ポイント	
④	重加算税賦課件数	33 件	32 件	97.0 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	16.2 %	12.4 %	▲3.8 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	7,882 百万円	9,462 百万円	120.0 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	2,061 百万円	1,041 百万円	50.5 %	
⑧	追徴 税額	本税	1,480 百万円	1,577 百万円	106.6 %
⑨		加算税	301 百万円	252 百万円	83.7 %
⑩		合計	1,781 百万円	1,829 百万円	102.7 %
⑪	1 実 件 当 地 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	3,284 万円	3,082 万円	93.8 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	742 万円	596 万円	80.3 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

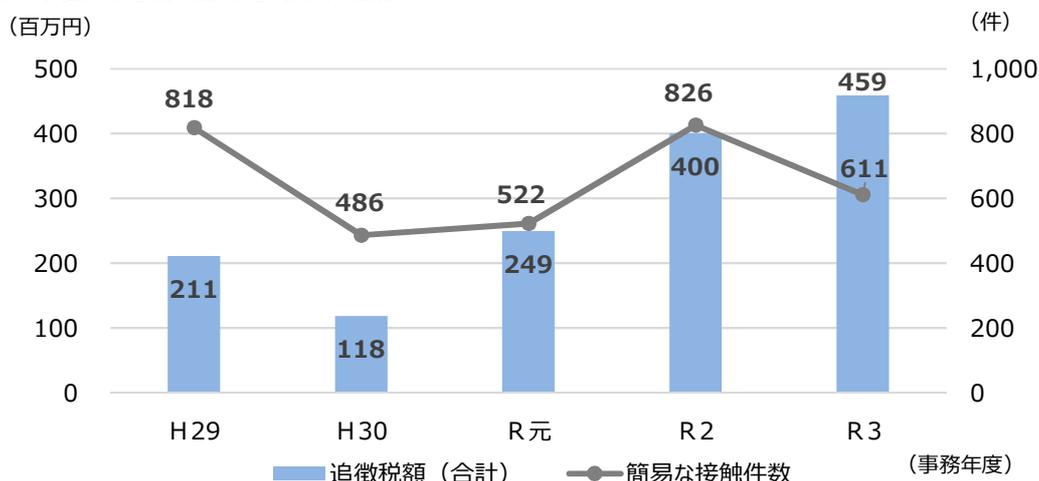
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和3事務年度においては、令和2事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は611件（対前事務年度比74.0%）となり、簡易な接触の事績の集計を始めた平成28事務年度以降で3番目、申告漏れ等の非違件数は235件（同104.0%）、申告漏れ課税価格は6,102百万円（同121.6%）、追徴税額合計は459百万円（同114.8%）と、いずれも平成28事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	826 件	611 件	74.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	226 件	235 件	104.0 %	
③	申告漏れ課税価格	5,020 百万円	6,102 百万円	121.6 %	
④	追徴税額	本税	382 百万円	439 百万円	114.9 %
⑤		加算税	18 百万円	20 百万円	111.1 %
⑥		合計	400 百万円	459 百万円	114.8 %
⑦	1簡易な接触に相当な接り触	申告漏れ課税価格 (③/①)	608 万円	999 万円	164.3 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	48 万円	75 万円	156.3 %

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する実地調査の状況

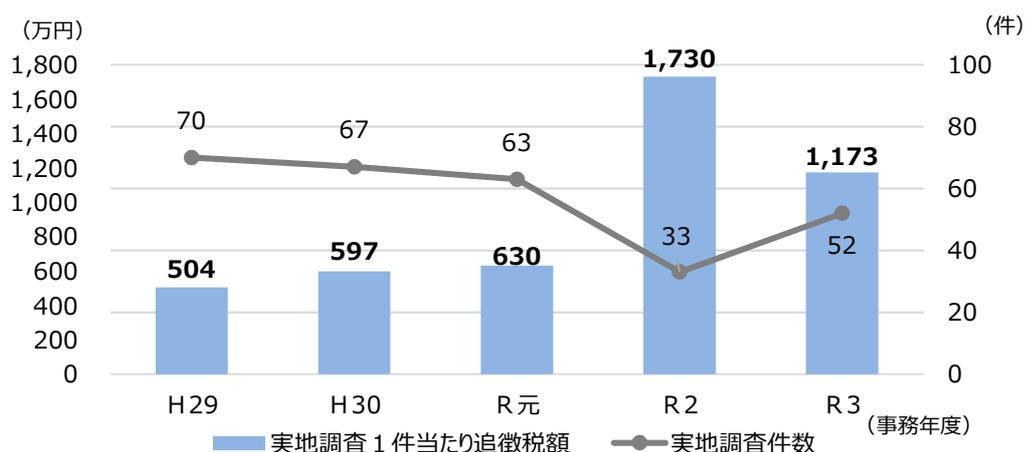
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和3事務年度においては、実地調査件数は52件（対前事務年度比157.6%）、実地調査1件当たりの追徴税額は1,173万円（同67.8%）でした。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	33件	52件	157.6%	
②	申告漏れの非違件数	31件	47件	151.6%	
③	非違割合 (②/①)	93.9%	90.4%	▲3.5ポイント	
④	申告漏れ課税価格	3,486百万円	4,797百万円	137.6%	
⑤	追徴税額	本税	431百万円	502百万円	116.5%
⑥		加算税	140百万円	108百万円	77.1%
⑦		合計	571百万円	610百万円	106.8%
⑧	1 実地調査当たり	申告漏れ課税価格 (④/①)	10,564万円	9,225万円	87.3%
⑨	当たり調査	追徴税額 (⑦/①)	1,730万円	1,173万円	67.8%

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）をはじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和3事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は5件（対前事務年度比125.0%）、非違1件当たりの海外資産に係る申告漏れ課税価格は240万円（同10.9%）でした。

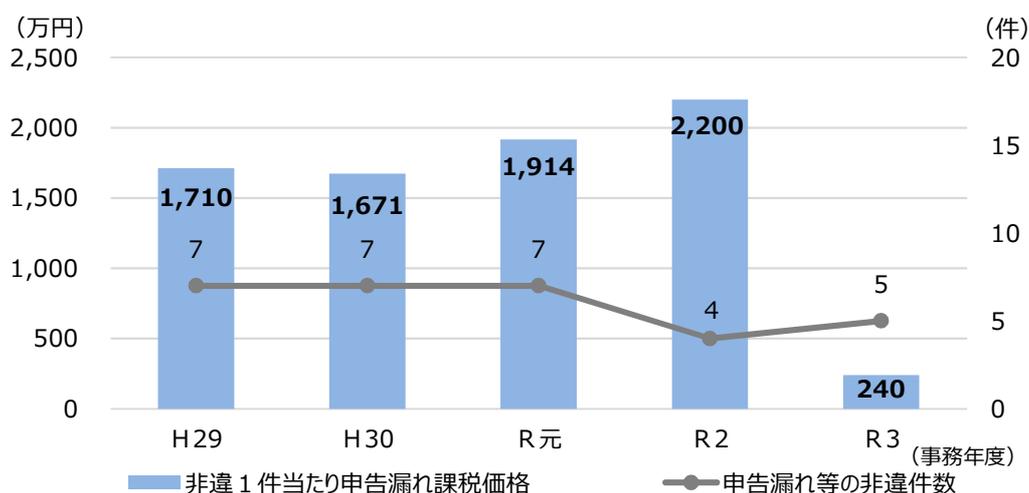
○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和2事務年度	令和3事務年度		
①	海外資産関連事案に係る 実地調査件数	14 件	12 件	85.7	%
②	海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	12 件 4	10 件 5	83.3	% 125.0
③	海外資産に係る 重加算税賦課件数	0 件 0	2 件 0	皆増	% 0.0
④	海外資産に係る 申告漏れ課税価格	176 百万円 88	118 百万円 12	67.0	% 13.6
⑤	④のうち重加算税賦課対象	0 百万円 0	25 百万円 0	皆増	% 0.0
⑥	非違1件当たりの 海外資産に係る 申告漏れ課税価格（④/②）	1,467 万円 2,200	1,180 万円 240	80.4	% 10.9

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 海外資産に係る調査事績の推移



3 贈与税に対する実地調査の状況

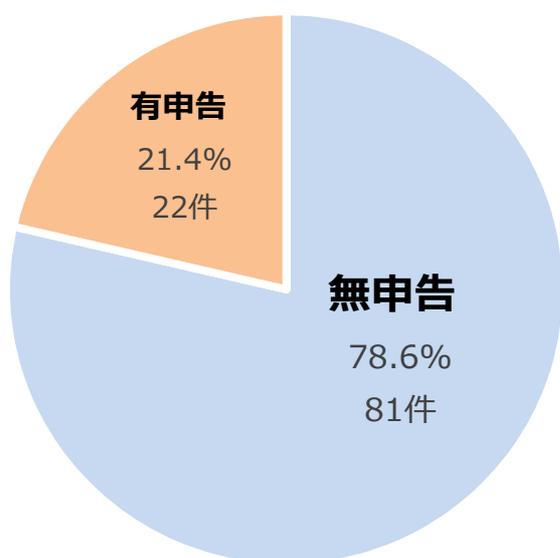
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和3事務年度においては、実地調査1件当たりの追徴税額は225万円（対前事務年度比195.7%）でした。

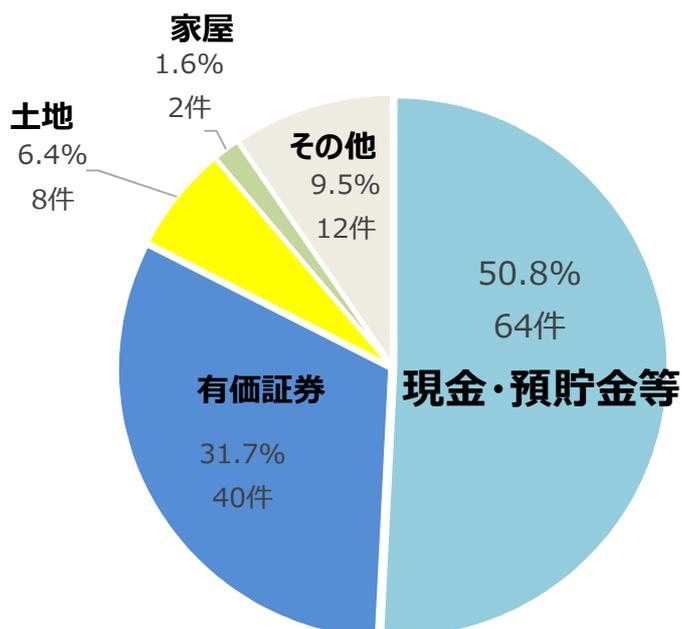
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	111件	123件	110.8%
②	申告漏れ等の非違件数	95件	103件	108.4%
③	申告漏れ課税価格	479百万円	766百万円	159.9%
④	追徴税額	128百万円	277百万円	216.4%
⑤	1件当たり 実地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	432万円	623万円	144.2%
⑥	1件当たり 実地調査 追徴税額 (④/①)	115万円	225万円	195.7%

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



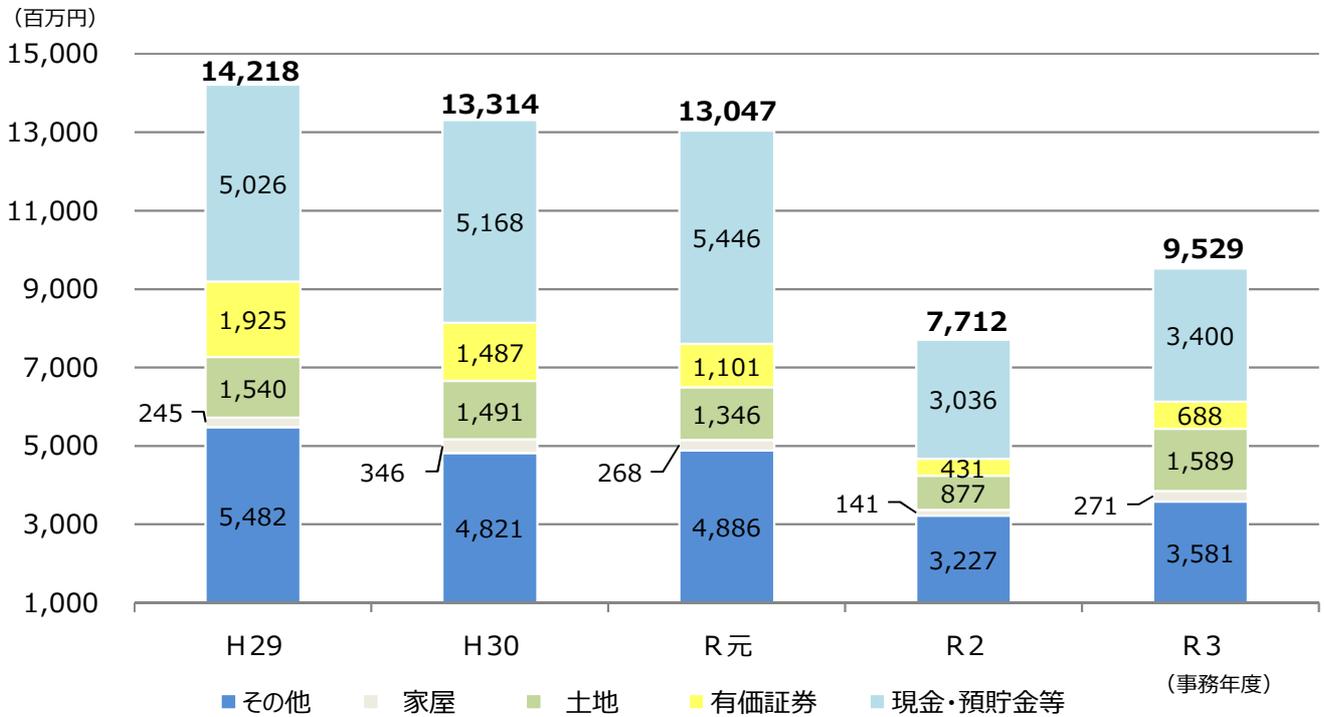
○ 調査事績に係る財産別非違件数



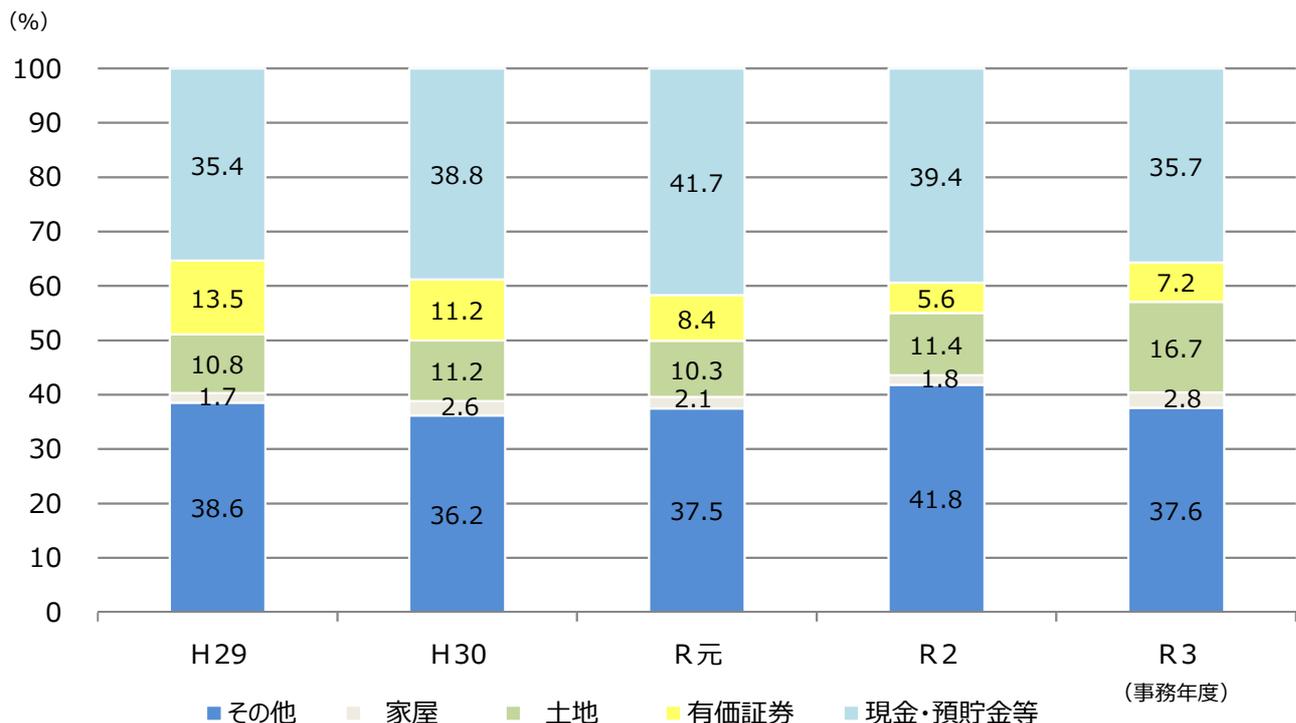
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



令和3事務年度における相続税の調査等の状況

(県別計表)

令和4年12月

広島国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査事績
- 2 相続税の簡易な接触の事績
- 3 相続税の簡易な接触の事績の推移

II 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

I 相続税の調査等の状況

【鳥取県】

1 相続税の実地調査事績

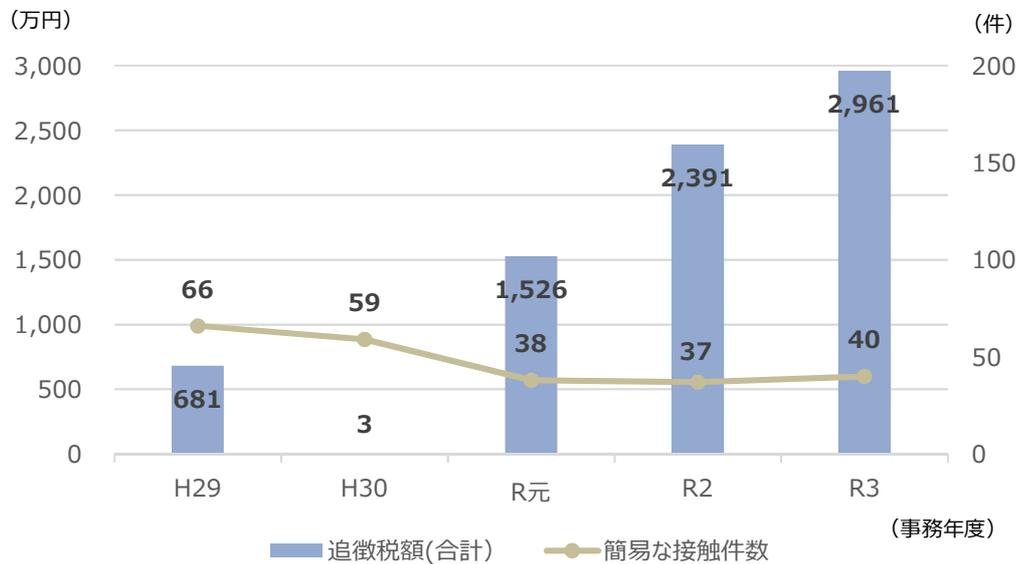
項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	18 件	23 件	127.8 %	
②	申告漏れ等の非違件数	15 件	19 件	126.7 %	
③	非違割合 (②/①)	83.3 %	82.6 %	▲0.7 ポイント	
④	重加算税賦課件数	2 件	1 件	50.0 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	13.3 %	5.3 %	▲8.0 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	439 百万円	550 百万円	125.3 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	76 百万円	5 百万円	6.6 %	
⑧	追 徴 税 額	本税	53 百万円	60 百万円	113.2 %
⑨		加算税	13 百万円	8 百万円	61.5 %
⑩		合計	66 百万円	68 百万円	103.0 %
⑪	1 実 地 当 たり 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	2,439 万円	2,391 万円	98.0 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	367 万円	296 万円	80.7 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「II 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の事績

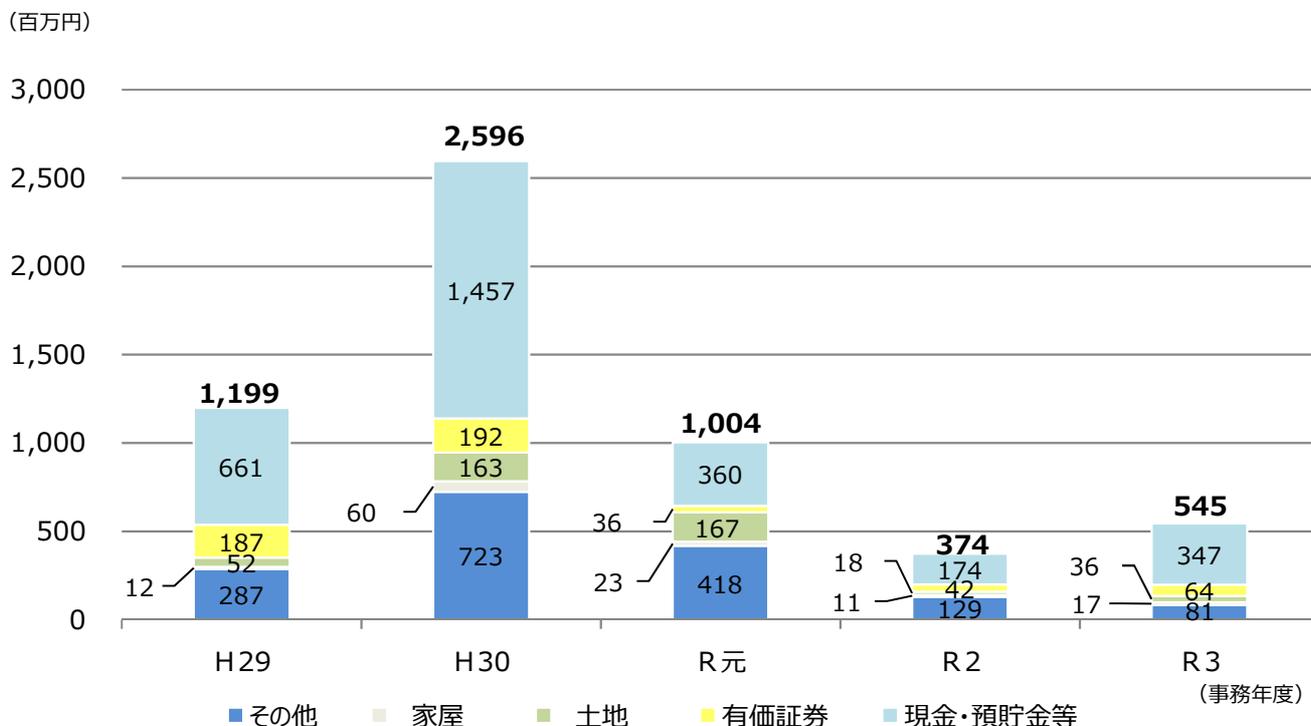
項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	37件	40件	108.1%	
②	申告漏れ等の非違件数	11件	16件	145.5%	
③	申告漏れ課税価格	40,880万円	46,734万円	114.3%	
④	追徴税額	本税	2,248万円	2,847万円	126.6%
⑤		加算税	143万円	114万円	79.7%
⑥		合計	2,391万円	2,961万円	123.8%
⑦	1 簡件易 当な た接 り触	申告漏れ課税価格 (③/①)	1,105万円	1,168万円	105.7%
⑧		追徴税額 (⑥/①)	65万円	74万円	113.8%

3 相続税の簡易な接触の事績の推移

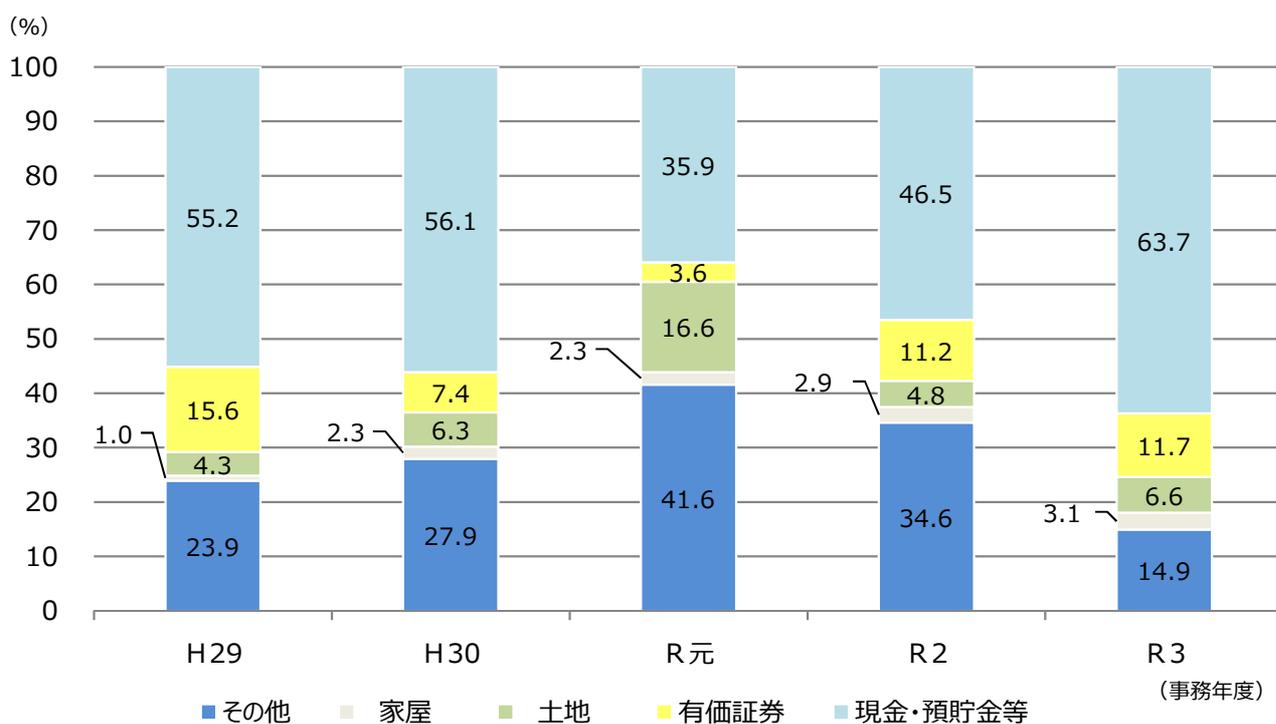


Ⅱ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



I 相続税の調査等の状況

【島根県】

1 相続税の実地調査事績

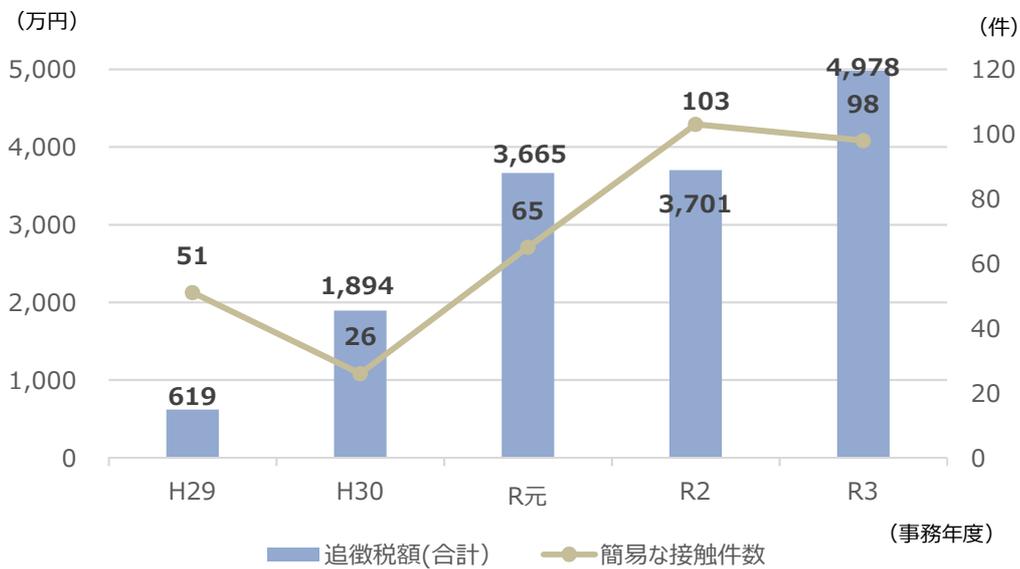
項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	15 件	24 件	160.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	13 件	23 件	176.9 %	
③	非違割合 (②/①)	86.7 %	95.8 %	9.1 ポイント	
④	重加算税賦課件数	1 件	2 件	200.0 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	7.7 %	8.7 %	1.0 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	396 百万円	772 百万円	194.9 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	54 百万円	92 百万円	170.4 %	
⑧	追 徴 税 額	本税	19 百万円	135 百万円	710.5 %
⑨		加算税	3 百万円	25 百万円	833.3 %
⑩		合計	22 百万円	160 百万円	727.3 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	2,640 万円	3,217 万円	121.9 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	147 万円	667 万円	453.7 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「II 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の事績

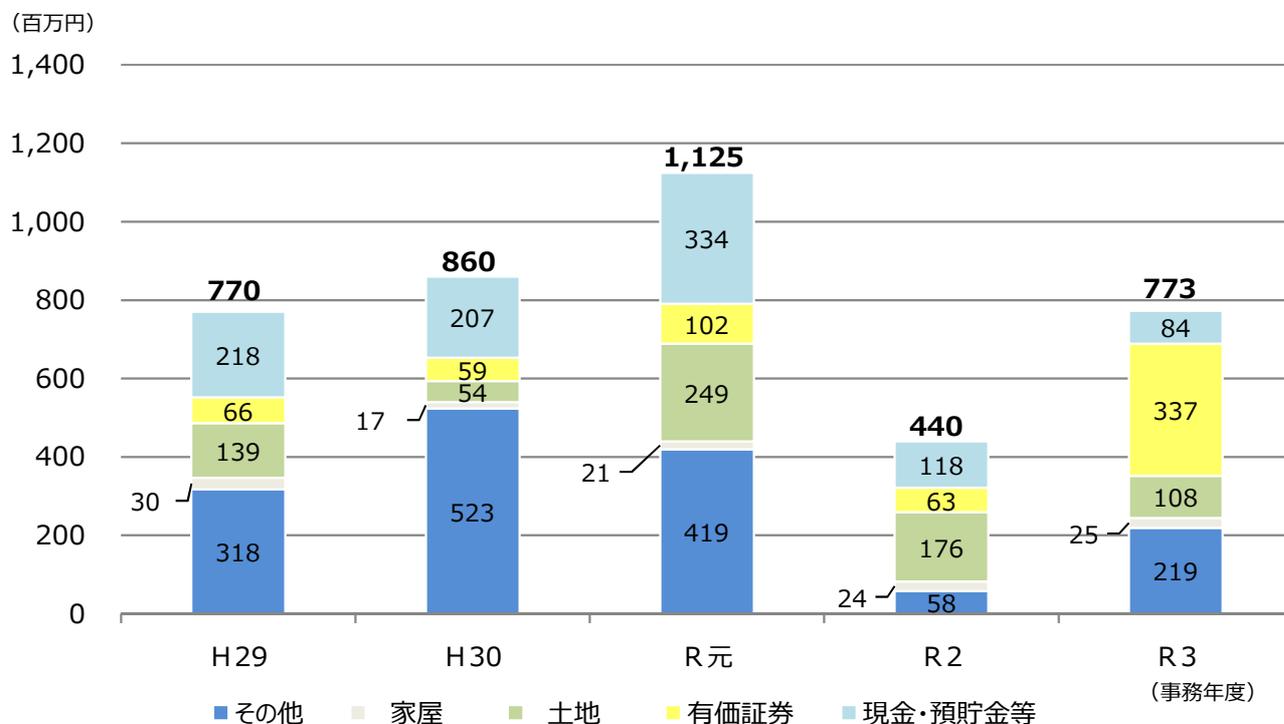
項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	103 件	98 件	95.1 %	
②	申告漏れ等の非違件数	28 件	26 件	92.9 %	
③	申告漏れ課税価格	58,569 万円	61,213 万円	104.5 %	
④	追徴税額	本税	3,521 万円	4,813 万円	136.7 %
⑤		加算税	180 万円	165 万円	91.7 %
⑥		合計	3,701 万円	4,978 万円	134.5 %
⑦	1 簡 件 易 当 当 な た 接 接 り 触	申告漏れ課税価格 (③/①)	569 万円	625 万円	109.8 %
⑧		追徴税額 (⑥/①)	36 万円	51 万円	141.7 %

3 相続税の簡易な接触の事績の推移

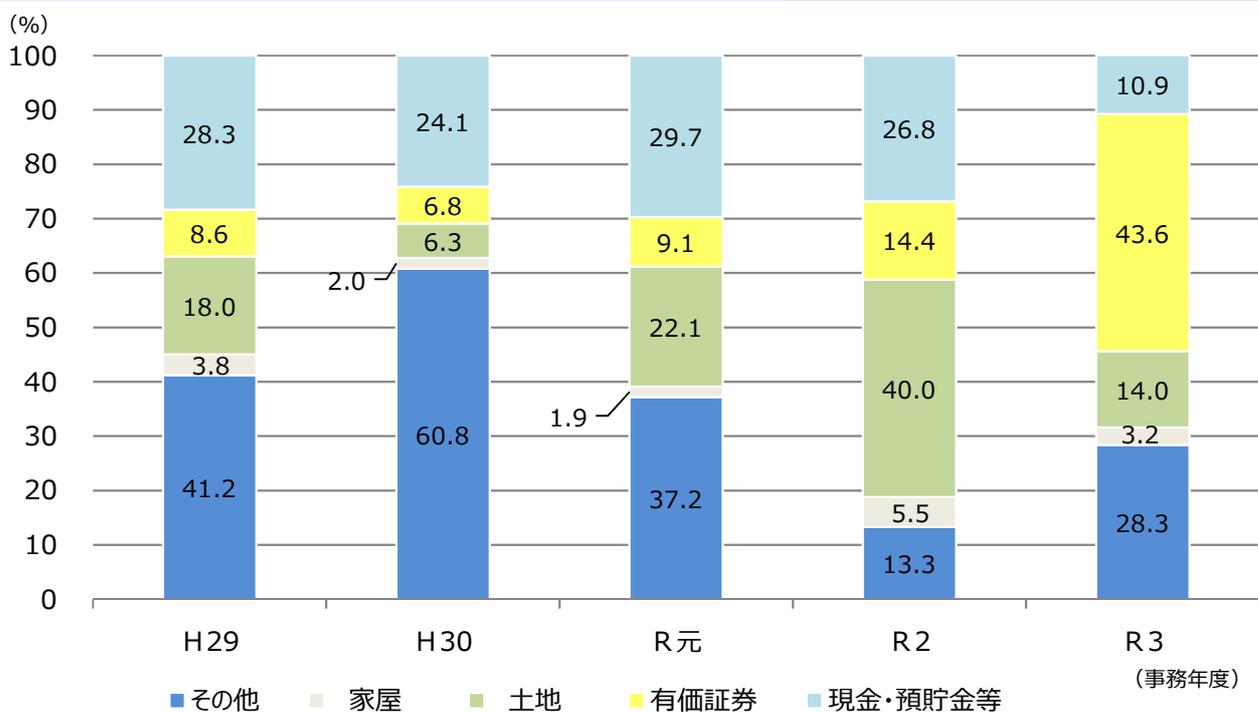


Ⅱ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



I 相続税の調査等の状況

【岡山県】

1 相続税の実地調査事績

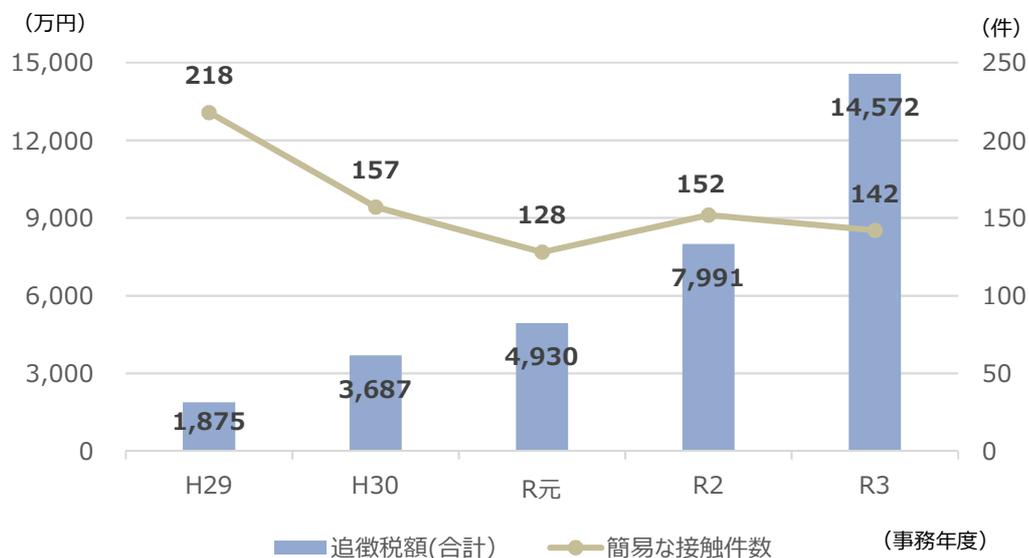
項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	67 件	95 件	141.8 %	
②	申告漏れ等の非違件数	60 件	83 件	138.3 %	
③	非違割合 (②/①)	89.6 %	87.4 %	▲2.2 ポイント	
④	重加算税賦課件数	8 件	6 件	75.0 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	13.3 %	7.2 %	▲6.1 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	2,816 百万円	3,158 百万円	112.1 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	1,031 百万円	225 百万円	21.8 %	
⑧	追 徴 税 額	本税	523 百万円	494 百万円	94.5 %
⑨		加算税	140 百万円	73 百万円	52.1 %
⑩		合計	663 百万円	567 百万円	85.5 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	4,203 万円	3,324 万円	79.1 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	990 万円	597 万円	60.3 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅱ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の事績

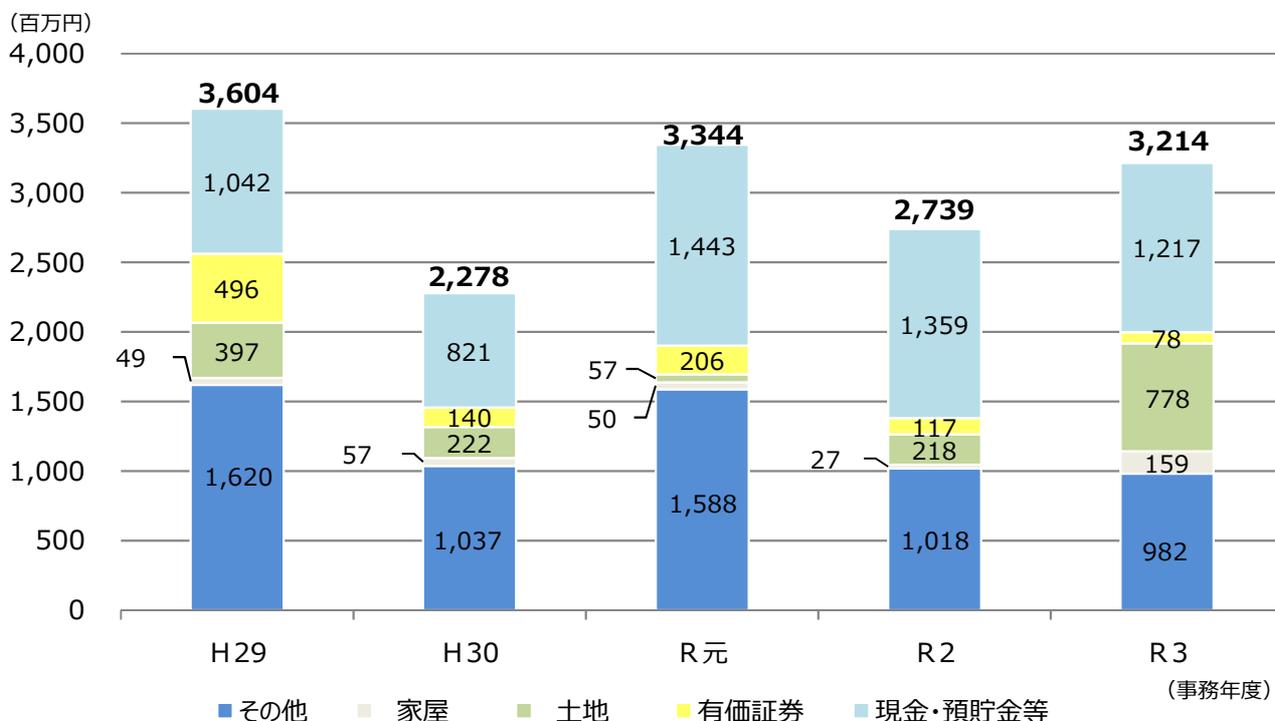
事務年度等		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比
①	簡易な接触件数	152 件	142 件	93.4 %
②	申告漏れ等の非違件数	55 件	60 件	109.1 %
③	申告漏れ課税価格	96,738 万円	172,055 万円	177.9 %
④	追徴税額	本税 7,744 万円	13,907 万円	179.6 %
⑤		加算税 247 万円	665 万円	269.2 %
⑥		合計 7,991 万円	14,572 万円	182.4 %
⑦	1 簡易な接触 申告漏れ課税価格 (③/①)	636 万円	1,212 万円	190.6 %
⑧	追徴税額 (⑥/①)	53 万円	103 万円	194.3 %

3 相続税の簡易な接触の事績の推移

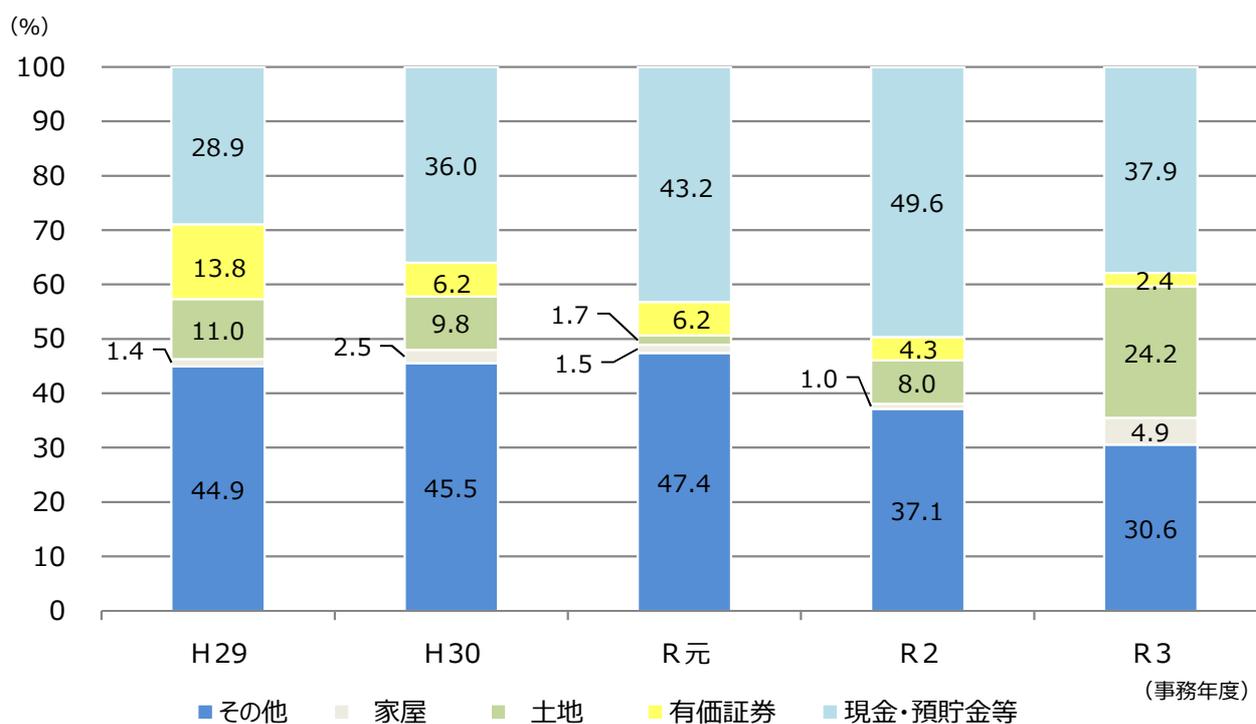


Ⅱ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



I 相続税の調査等の状況

【広島県】

1 相続税の実地調査事績

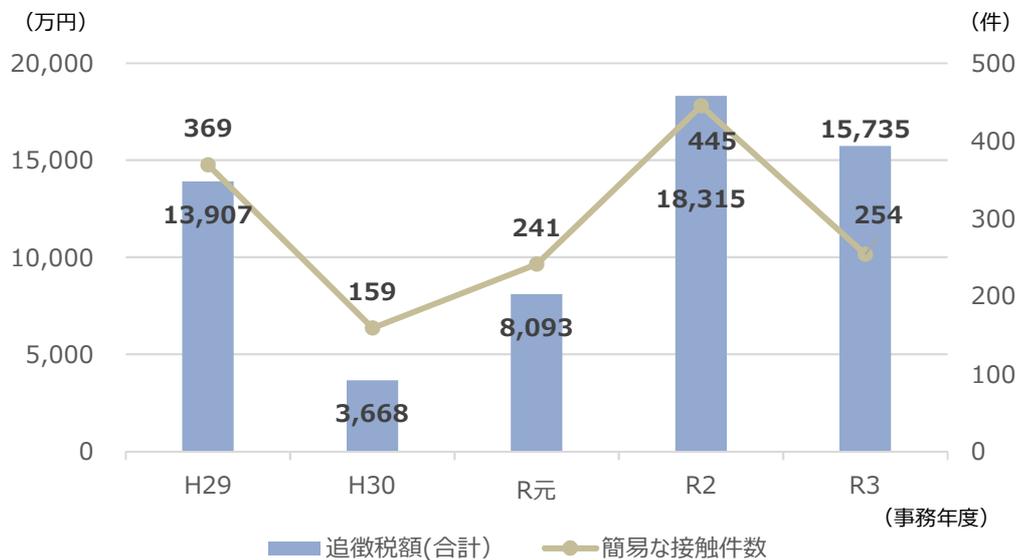
項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	99 件	113 件	114.1 %	
②	申告漏れ等の非違件数	84 件	89 件	106.0 %	
③	非違割合 (②/①)	84.8 %	78.8 %	▲6.0 ポイント	
④	重加算税賦課件数	15 件	17 件	113.3 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	17.9 %	19.1 %	1.2 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	3,295 百万円	2,884 百万円	87.5 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	687 百万円	372 百万円	54.1 %	
⑧	追 徴 税 額	本税	756 百万円	602 百万円	79.6 %
⑨		加算税	127 百万円	88 百万円	69.3 %
⑩		合計	883 百万円	690 百万円	78.1 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	3,328 万円	2,552 万円	76.7 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	892 万円	611 万円	68.5 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅱ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の事績

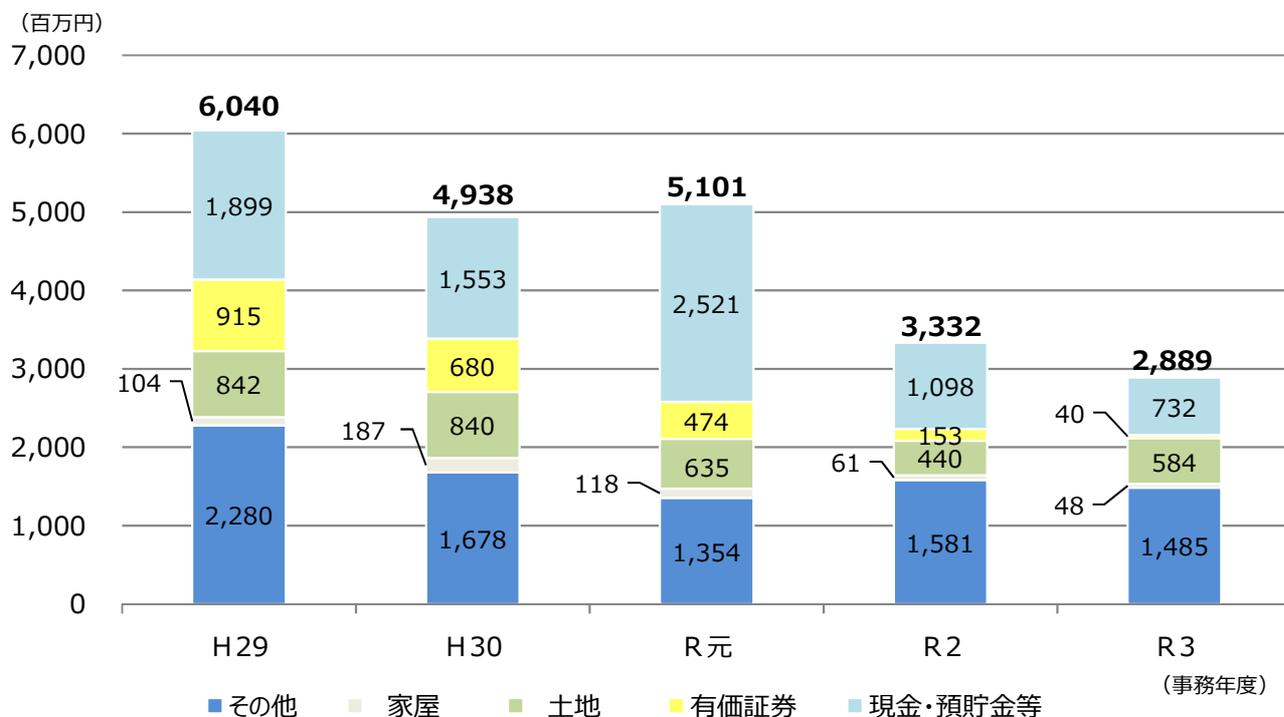
項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	445 件	254 件	57.1 %	
②	申告漏れ等の非違件数	84 件	89 件	106.0 %	
③	申告漏れ課税価格	210,309 万円	196,821 万円	93.6 %	
④	追徴税額	本税	17,480 万円	15,013 万円	85.9 %
⑤		加算税	835 万円	722 万円	86.5 %
⑥		合計	18,315 万円	15,735 万円	85.9 %
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	473 万円	775 万円	163.8 %
⑧	当たり接触	追徴税額 (⑥/①)	41 万円	62 万円	151.2 %

3 相続税の簡易な接触の事績の推移

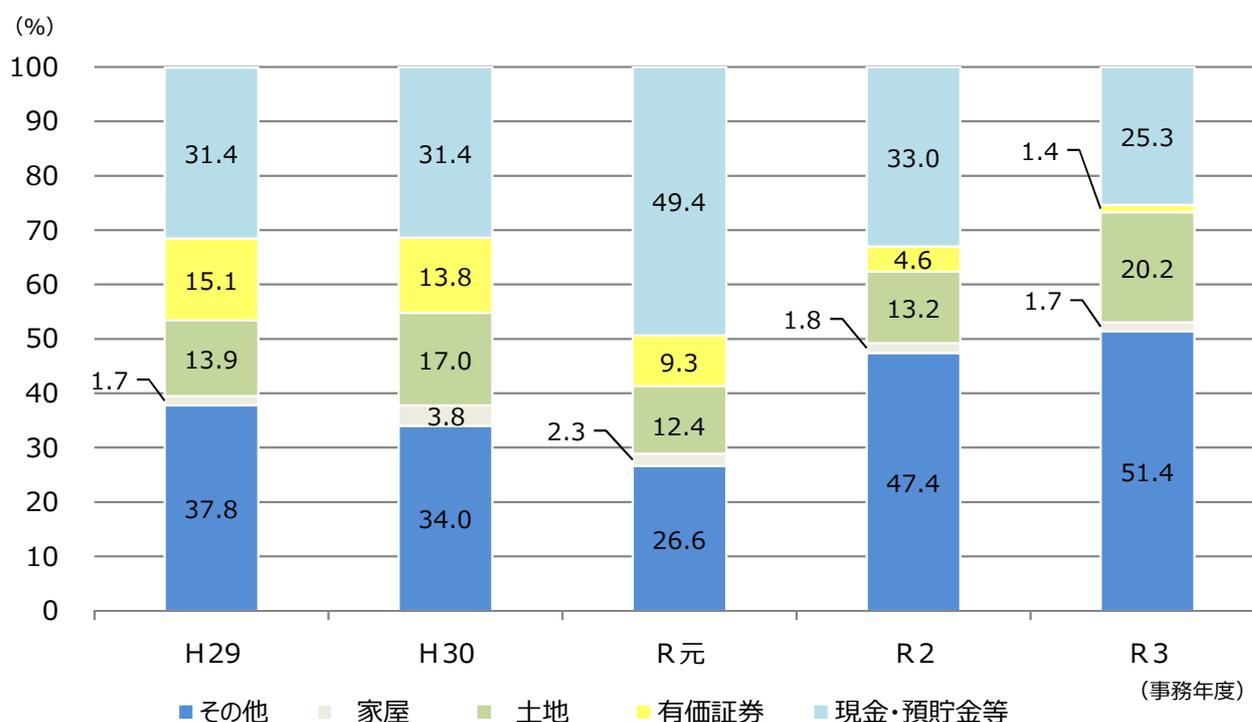


Ⅱ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



I 相続税の調査等の状況

【山口県】

1 相続税の実地調査事績

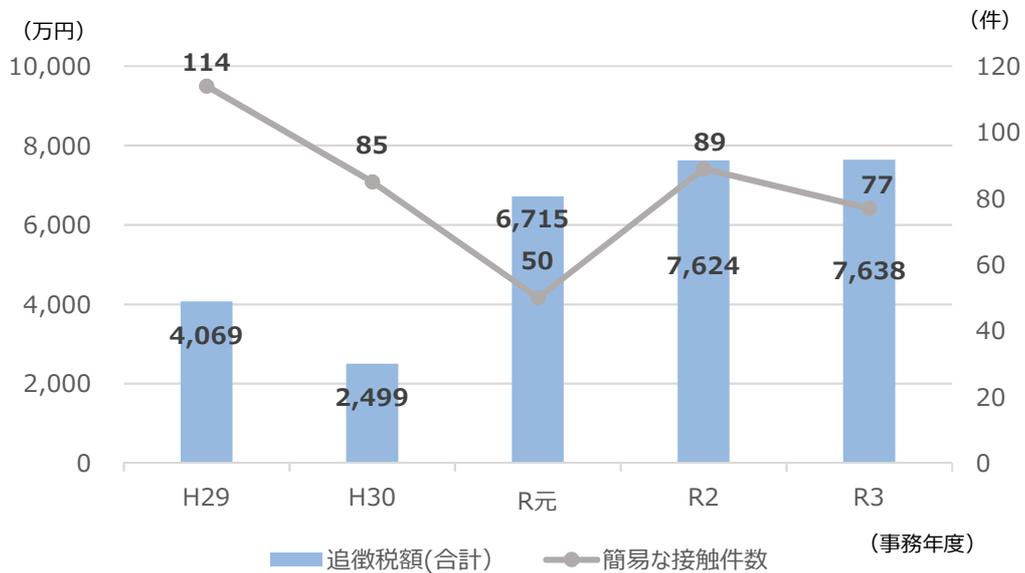
項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	41 件	52 件	126.8 %	
②	申告漏れ等の非違件数	32 件	45 件	140.6 %	
③	非違割合 (②/①)	78.0 %	86.5 %	8.5 ポイント	
④	重加算税賦課件数	7 件	6 件	85.7 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	21.9 %	13.3 %	▲8.6 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	936 百万円	2,098 百万円	224.1 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	213 百万円	347 百万円	162.9 %	
⑧	追徴税額	本税	130 百万円	286 百万円	220.0 %
⑨		加算税	17 百万円	59 百万円	347.1 %
⑩		合計	147 百万円	345 百万円	234.7 %
⑪	1 実地 当 たり 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	2,283 万円	4,035 万円	176.7 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	359 万円	663 万円	184.7 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅱ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の事績

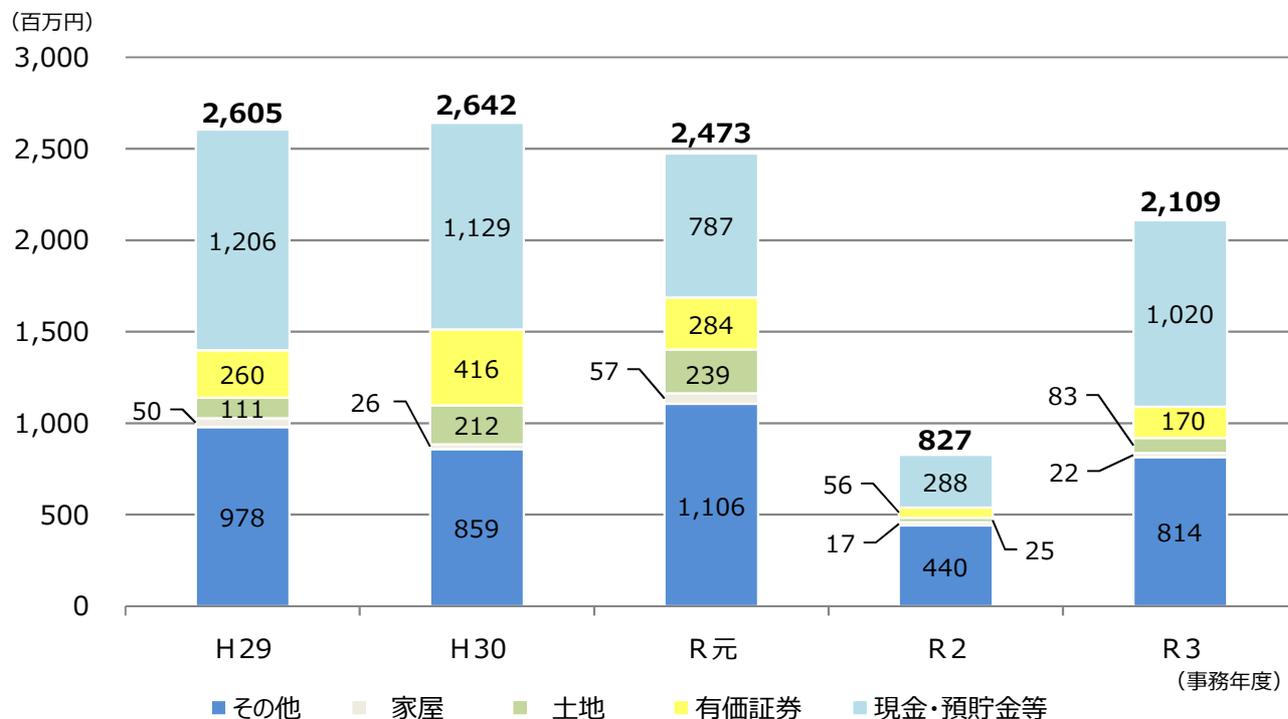
項目		事務年度等			
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	89 件	77 件	86.5 %	
②	申告漏れ等の非違件数	48 件	44 件	91.7 %	
③	申告漏れ課税価格	95,501 万円	133,353 万円	139.6 %	
④	追徴税額	本税	7,223 万円	7,306 万円	101.1 %
⑤		加算税	401 万円	332 万円	82.8 %
⑥		合計	7,624 万円	7,638 万円	100.2 %
⑦	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (③/①)	1,073 万円	1,732 万円	161.4 %
⑧	当たった接触	追徴税額 (⑥/①)	86 万円	99 万円	115.1 %

3 相続税の簡易な接触の事績の推移



Ⅱ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

